

2026年改正個人情報保護法を徹底解説

—AI・医療データ、こども・生体情報、課徴金—衆参の国会審議と附帯決議を踏まえて—

2026年7月10日、個人情報保護法等改正法案が参議院本会議で可決・成立しました。いわゆる3年ごと見直しを踏まえ、**データ利活用の促進と高リスク領域の保護強化**、さらに**命令・課徴金・罰則による執行実効性の確保**を一体で進める大改正であり、公布から2年以内に施行されます。

企業実務への影響は、AI・データ分析、医療・子ども・生体情報、委託・クラウド、漏えい対応、第三者提供に及びます。最大の争点は、本人同意なく——氏名入りの病歴等の要配慮個人情報までも——AI開発・統計作成の目的で第三者提供できる「統計作成等特例」でした。本ウェビナーでは、衆参の特別委員会で何が争われたのかを、政府答弁と衆参両院の附帯決議を手がかりに、企業実務の勘所として解説します。

スケジュール

日時 2026年7月15日(水) 13:00～15:00 (ZoomによるWEBセミナー)

主催 弁護士法人三宅法律事務所

参加費 無料

講師 弁護士 渡邊雅之 (弁護士法人三宅法律事務所 パートナー)

プログラム

- なぜ紛糾したのか—成立までの経緯、衆参特別委員会の論戦・修正案の否決と衆参両院の附帯決議
- 最大の争点「統計作成等特例」—本人同意なしでAI開発・統計にどこまで使えるか
- 「氏名入りの病歴」が同意なく提供され得る射程—松本大臣が国会で認めた範囲と歯止め
- 「AI学習は匿名化ではない」—基盤モデルからの再識別・メンバーシップ推論とPETsの実効性
- 医療情報の攻防—次世代医療基盤法との「逆転現象」と医師の守秘義務(厚労省の違法性阻却答弁)
- こども(16歳未満)の個人情報とプロファイリング—親の所得×成績の相関・DV加害親の代理同意
- 「必要がある場合」は事実上の削除義務か—提供元・提供先の責任分担と委員会規則の射程
- 特定生体個人情報(顔特徴データ)—利用停止請求の「パラドックス」と周知義務・捜査/安保例外
- 経済安全保障とデジタル主権—外国事業者の認定・越境移転・相互主義・「デジタル植民地」論
- 課徴金制度の「スモールスタート」—対象四類型・水準・海外事業者への執行と3年ごと見直し
- 施行(公布後2年以内)までに企業は何をすべきか—委員会規則・ガイドライン整備を先取りした実務対応

講師プロフィール

弁護士 渡邊雅之（弁護士法人三宅法律事務所 パートナー）

個人情報保護法制、AI関連規制、データ利活用規制・ガバナンス等を中心に助言・対応。金融機関等へのAML/CFT・個人情報保護の研修・執筆多数。

お申し込みのご案内

弊事務所のホームページ 又は こちらのURLよりお申込みください。

三宅法律事務所 セミナー

検索

（ZoomによるWEBセミナーとなります。）

<https://miyakemail-jp.prm-ssl.jp/kojin.html>

申込期日：7月13日（月）までにお申し込みください。

【お申込みの流れ】

- （１）お申し込み後、セミナー前日までに登録メールが届きますので、ご登録をお願いします。
- （２）登録後、セミナー受講URLが届きます。
- （３）セミナー当日、（２）の受講URLよりセミナー受講画面にお進みください。

登録メールはmiyakenews@miyakemail.jpより、受講URLはno-reply@zoom.usからお送りしますので、受信できるよう事前にご準備お願いいたします。

こちらのアドレスは配信専用です。

セミナーのURLがメールで届きますので、ご視聴予定のデバイスで閲覧可能なメールアドレスでご登録することをお勧めします。

直前のリマインドメールはございませんので、当日まで保存をお願いいたします。

お問い合わせ先

弁護士法人三宅法律事務所 東京事務所

TEL 03 - 5288 - 1021（代表）（担当：井田、松原、堀口）

恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。

ご入力いただく個人情報につきましては、セミナー運営管理・弊社業務のご案内のみに利用させていただきます。弊事務所担当者から営業のお電話をすることがあります。ご希望されない場合は事前にご連絡ください。

詳細は弊社事務所ホームページ（<http://www.miyake.gr.jp/>）記載の「プライバシーポリシー」をお読みください。